平成２６年（フ）第３８３号
愛知県岡崎市江口１丁目６番地19　パナハイツ江口101、開始決定時の住所愛知県岡崎市舞木町字茶屋河原80番地１　エスポワール舞木602
破産者　黒川　龍哉
１　決定年月日　平成27年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２３９号
大阪府吹田市五月が丘北13番８―306号、前住所兵庫県西宮市今津曙町４番１号
破産者　北風　　健
１　決定年月日　平成27年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６０７号
兵庫県西宮市苦楽園四番町17番１号
破産者　Ｓｅｔｔｅｂｉａｎｃａこと　藤井　康誠
１　決定年月日　平成27年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６９０号
兵庫県伊丹市寺本４丁目80番地５―103号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市武庫元町３丁目５番９―609号
破産者　瀧下　耕次
１　決定年月日　平成27年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第７５０号
広島市安佐南区長束１丁目４番12―７号
破産者　濵田　靜子
１　決定年月日　平成27年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４０号
徳島県阿南市横見町蛭子面63番地６
破産者　中野　博喜
１　決定年月日　平成27年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第５２２号
熊本市中央区国府本町２番５号　コーポ西海201、前住所熊本市中央区国府２丁目17番32号　コーポいずみ１号
破産者　立川　　要
１　決定年月日　平成27年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５９号
福岡市南区向新町１―６―５、住民票上の住所福岡市南区長住３丁目19番302号
破産者　手嶋　　聡
１　決定年月日　平成27年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２３５号
山梨県南巨摩郡身延町身延3816番地
破産者　佐野　武文
１　決定年月日　平成27年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１２号
山梨県甲州市塩山下於曽232番地
破産者　矢澤　雄兒
１　決定年月日　平成27年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４１８号
大津市黒津１丁目２番48号　ハイツ黒津206、前住所三重県桑名市長島町小島515番地２リンピア長島103号
破産者　松村畳店こと　松村　雅幸
１　決定年月日　平成27年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４７４号
兵庫県加古川市尾上町今福357番地の１　アーバン・アーク202号
破産者　前田　久市
１　決定年月日　平成27年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４６号
鳥取県倉吉市上灘町20番地　県営住宅10号
破産者　佐伯　武志
１　決定年月日　平成27年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第１５５号
広島市佐伯区楽々園３丁目11番30―101号、開始時の住所広島市佐伯区河内南２丁目24番23号
破産者　西広島急送こと　三上　　治
１　決定年月日　平成27年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３９１号
広島市安佐南区大町東３丁目16番38―503号
破産者　沖　　絢子
１　決定年月日　平成27年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４５２号
広島市安佐南区緑井２丁目21番24―204号
破産者　カネモリ内装こと　金森　成樹
１　決定年月日　平成27年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８０３号
広島市佐伯区八幡５丁目１番３号
破産者　寺尾塗装こと　寺尾　和之
１　決定年月日　平成27年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３５６号
福岡市東区原田１丁目42番５―504号
破産者　東　　郁美（旧姓春山）
１　決定年月日　平成27年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３４５号
横浜市南区別所２丁目18番24号　倉田方
破産者　倉田　清二
１　決定年月日　平成27年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部